



山陵發掘及古墳保存書類  
神武陵沿革

ル 3  
3002



長  
八  
...



6-0-5  
15

62

凡 3  
3002

大臣

次官

侍從長

皇后宮大夫

總務課長

諸陵頭

十月第八號

復命書

重仁天皇皇后日葉酸媛命狹木之寺間陵及  
應神天皇皇子大山守命那羅山墓ノ發掘不  
敬事件アリテ以來京都大阪府奈良縣下所在  
ノ各御陵墓御所在ノ調査ヲ主管陵墓守長  
陵墓守部ニ命セラレタル處京都府下宇治郡  
宇治村大字木幡字中村所在ノ宇治陵第二十  
三號ニ異狀アル旨所管猪谷陵墓監ヨリ報  
告アリ客月廿七日京都府下出張ノ序ヲ以テ實  
地臨檢ノ命ヲ受ケ調査ヲ遂ケタル處左ノ如  
シ

宇治陵ハ木幡驛ノ東方ニ在リ周回屈曲セルモ  
東西十町南北十五町ニ亘リ北城實ニ二万五千

去  
五味均平蔵



五百五十坪ニシテ内ニ無慮二百ノ墳塚ヲ包容  
ス或ハ前方後圓墳アリ或ハ圓墳アリ或ハ環  
湟付等アリテ古ク奈良朝ヨリ平安朝ニ亘ル  
藤原氏ノ墳墓ナリトス此中ノ十七陵三墓ハ  
藤原氏ヨリ入内セル皇后中宮皇太后女御及  
御所生親王等ノ御墓ナレト其ノ御陵墓カ  
果シテ孰レノ墳塚ニ相ヒ當ルヤ明確ナラス  
今回發掘シ奉リタル墳塚ハ第二十三號ノ北方  
ニ在ル圓墳ニシテ御塚ノ直徑約八間高サ六尺  
ナリ發掘口ハ頂上ニアリ隋圓形ニシテ南北三尺  
七寸東西二尺二寸深サ四尺五寸乃至五尺ナリ地  
上ヨリ一尺七寸下リタル所ヨリ横穴アリ深サ約  
二尺五寸ニシテ其ノ底面ハ相通ス發掘セル土石

ハ發掘口ノ周圍ニ三尺乃至四尺ノ巾ヲ以テ二  
三寸厚サニ散亂シ發掘口ハ地上ヨリ二尺程ニ  
埋メマリ又口穴ノ周圍ニハ二三土器ノ破片散在  
シアルノ外何物ヲモ發見セス而シテ發掘口ノ内  
面ニ少シク青苔ノ發生シアルヲ見レハ餘程  
時日ヲ經過セルモノ、如シ奈良地方裁判所  
ニ於ケル犯人自白ノ調書ニハ昨年九月頃、發  
掘トシ茶碗一箇在リタル旨記載シアルモ事  
實明瞭ナラス而シテ該墳塚ハ附近ノ墳塚ヨ  
リモ比較的高ク發掘箇所ヲ遠方ヨリ望見  
スルコト困難ノ位置ニ在リテ該墳上ニ登  
ラサレハ之ヲ發見スルコト能ハサル、狀況  
ニアリトス

右復命候也

大正五年十月十二日

宮内事務官五味均平



宮内省

平稿

渡人年表

狭木寺間陵ハ即チ垂仁天皇皇后日葉酢媛命ノ御陵ナリ  
 潜ニ盗人兆域内ニ侵入シ爰於テ形跡アリトノ報突如トシテ至ル  
 因テ急遽調査ノ命ヲ奉シテ去ルニ日奈良縣トニ山張聖  
 早且所立地生駒郡平城村大字山陵字御陵前ニ向ッ本田川  
 奈良縣知事同行ス具ニ實地ノ状況ヲ調査シ檢分テ遂クル  
 コト左ノ如シ

一現況 陵ニ構造不測前方後田形ナリ南方ニ向ヒ四周繞ラ  
 スニ塙ヲ以テス東西北ノ三方ニ渡土堤ノ設備アリ以テ空入ニ便  
 ス前方ハ三级後田ハ五级作ニシテ不測御所立ナルモノハ後  
 田ノ絶頂ニアリ杉樹雜木混交シテ鬱蒼ナル混成林ヲ爲シ  
 晝尚暗キノ感アリ兆域實ニ一万千八百八十坪前方後田ノ周

田四百八間、達ス而シテ今田葦塘ニカル箇所ハ後田ノ絶頂  
正レ御所立ニ當ル部分ナリトス

二沼華 平城村大字山陵ニ二帝西后ノ陵アリ中央ヲ成務

天皇狹城省列池後陵ト云ヒ西ナル者ヲ神切皇后狹城盾

列池上陵ト云フ東ナル者日葉酢媛命狹城寺間陵ニシテ南

ナル諸ハ神切孝湏天皇高野陵ナリトス然ルニ中古何レノ時ヨ

リカ知ラス日葉酢媛陵神切陵ト誤傳ニシテ延寶九年ナル

和州日蹟幽考ニ

神切陵今此陵を見ル年ヤリカ方ハ右棺土を出テ埴

輪おらむのガユのありたり

又元祿九年ナル松ノ見林の前玉朝陵記ニ

神切陵頂石棺露年久土崩自露平若戰國賊殺之乎

ト而シテ元祿、修垣ニ遠ニ此訛傳ニ誤ラレシ此中陵ヲ以テ神切陵

トシ今、正シキ神切陵ヲ孝湏陵トナセリ蒲生君平ノ山陵志  
亦之不誤然ルニ此過誤ハ堆新前奈良西大寺、弘仁三

年、班田古園ニテ、明瞭トナリハ謂孝湏陵ハ神切陵

ニ孝湏陵ハ別ニ新ニ見テハ謂神切陵ハ日葉酢媛命

ノ御陵ナリト、確証ヲ得ルニ至レリ而シテ之カ確定ハ實ニ文

久ノ修築ニアリタルナリ頂上ニ暴露セル石棺ハ明治三十年

頃約立五坪、淨土ヲ以テ之ヲ敷ヒ奉リ今ハ其上ニ雜木密

生ニ樹付々タル森林ヲ成セリ嘗テ神切陵ト誤認セラレタル時

徹頂上ニ小祠ヲ立テ皇太后御靈ヲ祀リ奉リ近郷ノ男女常

ニ詣テ、安産ヲ祈リテトモ御石棺ノ底ニ敷キ奉リタル

白砂利ノ自然ニ外方ニ露出シタルヲ里人等拾ヒ去リ産婦ノ

腹部ヲ撫ヒ産後之ヲ五倍ニ返シ奉リタリト傳フ

新撰姓氏録ヲ檢スルニ

一字下

石作連大命命六世孫建真利根命之後也。垂仁天皇御世奉  
為皇后日葉酢媛命。作石棺獻之。仍賜姓石作連公。

ト是レ石棺ノ記録ニ見エタル始トス而シテ此以前又實地ニ於テ  
モ未ク石棺ノ存立ヲ知ルノ材料ヲ發見セズ之ヲ以テ石棺ノ制  
蓋垂仁天皇皇后日葉酢媛ノ御陵ニ始ルト斷ズモ敢テ  
又証ヲ舉ケルヲ得ケルナリ

日本書紀ヲ見ルニ

垂仁天皇紀三十二年秋七月甲戌朔乙卯皇后日葉酢媛命  
薨臨葬有日焉天皇詔群卿曰從死之道前知不可今此  
行之葬奈之為何於是野見宿稱進曰夫石王陵墓埋生  
人是不良也得儕後葉乎願令將儀使事而奏之則喚  
上出雲國之土師長侶人自領土師等取埴以造作人馬及  
種々物形獻于天皇曰自今以後以是土物更易生人樹

(四大)

一字下

於陵墓為後葉之法則。天皇於是大喜之詔野見宿  
稱曰汝之便儀寧洽朕心則其土物始立日葉酢媛  
命之墓仍号是土物謂埴輪亦名土物也仍下令曰  
自今以後陵墓必樹是土物勿傷人馬厚賞野見宿  
稱之功賜銀地即任土師職因改本姓謂土師臣是  
土師連等主天皇喪葬之祿也所謂野見宿稱是土  
師連等之始祖也

ト是レ土偶ヲ作リ以テ殉死ニ代フル始トス垂仁天皇ノ時皇弟  
倭彥命薨ス殉死ノ人數日哭聲絶ニス帝深之ヲ憐レ  
其後帝ノ三十二年皇后日葉媛命薨ス即チ野見宿稱建策  
依リ始テ此制ヲ布リ前王廟陵記カ神功陵即實ハ日葉酢媛  
陵ニ付キ記シテ曰ク

半腹敷如小壺物周廻如車輪此古亦謂埴輪之類立陵上者

ト、即是ナリ

明治七年五月教部省陵墓掛負巡回シテ日葉郡陵、至其地  
検査、上提出セル度命書ナルヲ、曰ク

御陵山(而後、俗名)ハ根廻リ三万間條ニシテ樹木生茂リ御山ノ  
北ノ方ニ石階ヲ設ケテ而在所ノ頂ニ登ルヘク構ヘテ階下ニ小  
サキ鳥居アリ階ノ左右ニ石ノ燈籠アリ頂上ニ小祠アリ側ニ小  
サキ屋二ツあり其祠の前ヲ南ニ廻リテ見レバ石櫛ノ石ニヤアヒ  
切石ニツ許リ露クアリ頂ノ正中ニハ御棺、蓋石アラハレタリ其  
形棟高ク四方ナカレテサチカラ家ノ屋根ノ如ク云ク

今其當時ノ見取圖ニ葉ヲ添付シテ其概要ヲ知レ使ス

三 發掘ノ状況 發掘ノ程ヲ巧妙ニ行ハシ德ヲ元形ノ通り埋

置キ附近ニ土石ノ散乱セヌ又火器ヲ用キ其ノ証跡ナキヨリ推ス  
、侵入ハ<sup>後</sup>夜間又ハ未明ニアリトスルモ發掘ハ恐ラク晝間ニ行

ハレシモノ、如ク發掘口ノ極ノ狭ナルニモ拘ツテ頗ル手際好ク  
行ハシ名ヲ見レハ又土工專斷ノ賊ト見ルツ所ヘク高犯人ハ  
少クモ二人若クハ三人ノ共犯アリト斷ラセテ得ヘシ最初而所  
立中心ノ正面ヲ鶴嘴モテ掘ラズモノ、如ク夫レヲ順次ニ上向  
シ而塚ノ天端ヲ掘リタルニ僅カ地中一寸許ニシテ石櫛蓋  
ニ妨ケニ更ニ正北ニト降シテ天端ヲ一尺ノ處ニ直徑ニ  
尺五寸ノ穴ヲ穿チシモ遂ニ中止シタルカ如シ試ニ有テノ構ヲ  
以テ穴中ニ押し入レ深ヲ測リシニ約四尺、蓋セリ夫レヲ  
尚正北ニト降ラズテ約十尺ニシテ直徑三尺五寸ノ缺穴ヲ  
穿チテ穴中ヲ掘出セル土石ハ主約一坪ニシテ穴前ニ  
高三尺長八尺ノ石垣ヲ築キテ之ニ収容シ以テ外部ニ  
散乱シテ山下ニ落ルニ音響ヲ防キタルモノ、如シ今構ヲ以テ  
試ニ穴中土石ノ間隙ニ押し入レシテ深ヲ約四尺ニ達セリ因テ更ニ

以下ニ下



三四、土石ヲ押除テ尚押入北ト西三四、及ヒ之、實ニ五尺五寸、深ニ達スルヲ得ケリ表面ヲ土石ヲ除テ二尺五寸、ミシク厚一尺、巨大ナル棺石ヲ犯人ハ此棺石トト入り更ニ横ニ捲上ケテ底部ヨリ石棺内ニ悉ヒ入り奉リ見エトト察セル之ニヨリ是ヲ見レハ賊ハ正レク石棺内ニ宝器ヲ取取セトテ目的ニ出ラタルモノナレハ然レニ犯人ハ果シテ真面目的ヲ達シレバ吾々落ニ之ヲ断言スルヲ得ルヲ願フ蓋シテ是ノ中世既ニ貴族階級ニテラク唯年代ノ久知テコトヲ得ルモ此後ハ中世既ニ貴族階級ニテラク唯年代ノ久シキ自然ニ崩壊シ去リ見エモ、ヤリヤ將又賊徒ノ所為ニシケルモノナルカヲ知ルヲ得ルヲ以テナリ証拠物件トシテ現場ニ遺留シアルモノハ穴前ニ築キ上ケ石棺服ニミチチ一箇ヲ落シテ、他、何等ノ証拠品ヲ見エスヲ得ス是レ犯人ノ様索上ニ至大ノ困難ヲ感スル以テリス而シテ此塚南方ノ裾ニ馬碎木トモ桐石一

密 藏

本ヲ切倒セリ昔、先端ヲ切落テ犯而ノ用ニ供シ見テ、如シト雖モ現場ニ遺留シアルモノ、穴中ニ使用シタルヤ未ダ知ルヘカラス (發掘箇所見取圖及写真参照)

四 諸論 之ノ為ニ、中世、發掘ハ遠々王朝時代ニ、先端ヲ發見モ近世ニアリ、安政四年十二月幕府、指令ニヨリ引廻シ、上 磔刑ニ使セラレタル和州常下郡横領村百姓嘉吉周及日村貸家住居人百姓吉兵衛西人、中世發掘ノ事件ナリトス嘉吉周ハ弘化元年 補 九月暮方早稻、成務陵ノ瓦キ曲玉五十ヲ盜取シ其後早稲嘉吉元年九月暮方早稻、和物ト購シ合セ又成務陵ニ向ヒ朱一盤ニ及及、石棺石六八盜取シ今年十月又三、成務陵ヲ犯シ、石棺石數十ヲ得リ又、元禄下郡三條村生、嘉吉二年九月夜早稻無仁、向ヒ石棺内、忍

入りし曰尺廻り位長三尺程、朽木一本見、ミシ他、何ヲモ  
無カリケレハ元ノ如ク埋メテ引上、又其翌年十月、単獨ニ再ニ  
存潼陵(穴ハ沖功陵)ニ向ヒ見、是亦何ヤモ得スシテ  
歸リテ、此等西ノ、臣取立シハ嘉永四年二月、可シク時  
川路左衛門尉聖謨、奉命シテ、奉命シテ、奉命シテ、奉命シテ、  
其スヘキミアラレハ、之ヲ奉命シテ、奉命シテ、奉命シテ、奉命シテ、  
石ニ申達シセテ、奉命シテ、奉命シテ、奉命シテ、奉命シテ、  
奉命シテ、奉命シテ、奉命シテ、奉命シテ、奉命シテ、奉命シテ、  
決、アリシ安政四年、奉命シテ、奉命シテ、奉命シテ、奉命シテ、  
起リ、恰モバ、奉命シテ、奉命シテ、奉命シテ、奉命シテ、  
ルアリ、奉命シテ、奉命シテ、奉命シテ、奉命シテ、奉命シテ、  
代飛ノ、奉命シテ、奉命シテ、奉命シテ、奉命シテ、奉命シテ、  
死作ノ、奉命シテ、奉命シテ、奉命シテ、奉命シテ、奉命シテ、

而シテ奉命シテ、奉命シテ、奉命シテ、奉命シテ、  
都ハ目下巡査ニ名、  
刑事四名ヲ指シテ、  
極力犯人ノ捜査、  
従事シ、奉命シテ、奉命シテ、  
何事ノ手掛ヲモ得、  
カハ、状況ナリトス

三名ハセテ、奉命シテ、奉命シテ、奉命シテ、奉命シテ、  
赤良坂ニテ、奉命シテ、奉命シテ、奉命シテ、奉命シテ、  
傍差ニ、奉命シテ、奉命シテ、奉命シテ、奉命シテ、  
レ見、扶木寺間、奉命シテ、奉命シテ、奉命シテ、奉命シテ、  
四ノ日、奉命シテ、奉命シテ、奉命シテ、奉命シテ、奉命シテ、  
左、奉命シテ、奉命シテ、奉命シテ、奉命シテ、奉命シテ、

大正五年、奉命シテ、奉命シテ、奉命シテ、奉命シテ、  
安内、奉命シテ、奉命シテ、奉命シテ、奉命シテ、  
五味、奉命シテ、奉命シテ、奉命シテ、奉命シテ、  
均平

淨書ノ上内務省地理課ニ送付



一古墳トハ左ニ掲ル維持者ナキ墳墓ヲ云フ

一前方後圓墳

二圓墳

三方墳

四埴輪石槨石棺ヲ用ヤル墳墓

五鏡玉刀等ヲ埋藏ミタル墳墓

六傳説ル墳墓

七由緒アリト認メラル墳墓

二地方長官ハ古墳臺帳ヲ調製シ圖面ヲ添付之ヲ備ヘ置クコト

イ市町村長ハ其ノ管内ニ於ケル古墳ノ調査ヲ遂ケ其ノ因

面ヲ添ヘ左ノ事項ヲ地方長官ニ上申スルコト

一構造及形状

イ古墳ノ位置ハ左ノ事  
記ノ事ハ左ノ事

一  
二  
三  
四  
五  
六  
七  
八  
九  
十

二所在地番

三所在地、地目及反別

四所在地、所有者又ハ管理者、住所及氏名

五由緒及傳説

六現況

七管理及保存ノ方法

口 右ニ要スル費用ハ市町村費ヲ以テ之ヲ支辨スルコト但シ地

方廳費郡費等ヲ以テ之ヲ補助スルコト

ハ 地方長官ハ右ノ上申ニ基キ實地ノ調査ヲ遂ケ古墳台

帳ヲ調製シテ各號ニ掲ケタル事項ヲ登載スルコト

ニ 地方長官ハ古墳臺帳ノ調製ヲ終リタルトキハ其ノ寫ヲ添

ヘ宮内大臣及内務大臣ニ報告スルコト臺帳異動等ハ亦同シ

ホ 地方長官ハ市町村長ヲ經テ臺帳ニ登載シタル事項ヲ

其ノ所在地、所有者又ハ管理者ニ通知スルコト

ヘ 右ニ要スル費用ハ地方廳費ヲ以テ之ヲ支辨スルコト

ト 古墳台帳ノ調製ヲ終リタル後ニ於テ古墳ノ調査ニ脱

漏アリタルトテ發見シタルトキハ速ニ前各号ニ準シ其ノ手続

ヲ為スコト

三 開發其ノ他土地ニ對スル工作ニ因リテ古墳ト認ムヘキモノヲ發見

シタル場合ニハ左ノ各號ニ依リテ處置スルコト

イ 土地ノ所有者、管理者又ハ發見者ハ其ノ工作ヲ中止

(地方長官ヨリ留該古墳ヲ保存スルノ必要ナキ旨ノ通知ヲ

受クル迄)ニテ留該市町村長ニ其ノ旨ヲ届ケ出ツルコト

ロ 市町村長ハ其ノ旨所轄警察署ニ通知シ同時ニ左記

ノ事項ヲ圖面ヲ添ヘ地方長官ニ上申スルコト

一 發見ノ原因及年月日

二 構造形状及現況

三 所在地番

四 所在地、地目及友別

五 所在地、所有者又ハ管理者、住人及氏名

六 由緒及傳説

七 管理又保存ノ方法

八 所轄警察署ハ工作中止、取締ヲ為シ發掘シタル物件

付テハ市町村長ヲシテ之<sup>力</sup>保存、道ヲ溝セシムルコト

二 地方長官ハ市町村長、上申ヲ調査シ其ノ古墳ト認め

キモノ付テハ古墳呈報帳ニ登載ノ上先ツ宮内大臣、經

伺シ陵墓ノ徵証ナキニ於テハ更ニ内務大臣ニ經伺シテ

其ノ指令ヲ仰クコト

四 古墳呈報帳ニ登載シタル古墳ニ對シ工作ヲ施サントスル場合ニハ

其ノ土地ノ所有者又ハ管理者ハ市町村長ヲ經テ地方長官ノ許可ヲ受クルコト但シ右ノ村ニ地方長官ハ先ツ宮内大臣ニ經伺シ陵墓ノ徵証ナキニ於テハ更ニ内務大臣ニ經伺シテ指令ヲ仰クコト

五 内務大臣ハ前二項ノ場合ニ於テ其ノ古墳ニ付キ保存ノ要否ヲ調査シ其ノ保存ヲ要セスト認ムルモノニ對シテハ之ヲ古墳台帳ヲ削除シテ直ニ之カ指令ヲ為シ(地方長官ハ第三項ノ場合ニ於テハ當該市町村長及所有者又ハ管理者若シテ最見者ニ其ノ旨ヲ通知シ第四項ノ場合ニ於テハ市町村長ヲ經テ所在地ノ所有者又ハ管理者ニ許可ノ指令ヲ為スコト)其ノ保存ヲ要スト認ムルモノニ付キラハ古墳保存委員會ニ附議シタル後之カ指令ヲ為スコト

六 學術研究ノ必要ニ因リ古墳ヲ發掘セントスル者ハ内務大臣、

出願スルト此ノ場合、於、内務大臣ハ宮内大臣、照會シ陵墓、關係ナキモノ、付キラハ古墳保存委員會ニ附議シタル後之カ指令ヲ為スコト

七内務大臣ハ臺帳ニ登載シタル古墳ニ付キ保存ノ要否ヲ調査スル、先チ當該古墳カ陵墓、關係アリヤ否ヤ宮内大臣、照會シ陵墓、關係ナキ旨ノ回答ヲ得タルモノ、中其ノ保存ヲ要セスト認めルモノ、付キラハ之ヲ古墳臺帳ヨリ削除シ、其ノ旨、地方長官ニ通知シ（地方長官ハ市町村長及津市吏トシ、當該古墳所在地ノ所有者又ハ管理者ニ通知スルコト）其ノ保存ヲ要スト認めルモノ、付キラハ之ヲ古墳保存委員會ニ附議スルト

八古墳内ニ埋藏シタル物件ハ凡ク國庫ニ帰屬スルコト但シ國庫ハ其ノ發掘者ニ對シ相當ノ報勞金ヲ付附スルコト

ヤメ

九内務大臣ノ調査其ノ他ニ要スル經費並、古墳保存委員會ノ經費ハ國庫ヨリ之ヲ支辨スルコト

十古墳保存委員會ハ官吏又ハ學識者ノ經驗有者ヲ以テ之ヲ組織シ古墳ノ保存ニ關シ内務大臣ノ諮問ニ應ジ必  
要ノ調査ヲ為スコト

十一古墳所在地ノ所有者<sup>又</sup>管理者<sup>又</sup>其ノ發見者<sup>又</sup>第三項イテ、中止又ハ届出ヲ為サル場合並第四項地方長官ノ許可ヲ受ケサル場合、於テ相當ノ刑罰ニ處スルコト





# 神武山陵 (三)

五味均平謹誌

## △君平の山陵志

君平の山陵志 元祿終陵後、百年寛政四年、栗山山陵山下に神武陵を採り、遺陵遺蹟、路人一求、半死孤松、半畝丘の時あるに徴して、再び荒廢の極に達したるを推測することが出来、此に於て再び山陵の荒廢を叫んだのは、蒲生君平の「山志」である。彼は宇都宮の儒にして、蒲生氏郷の後裔である。家貧なれども苦學力行、山陵の研究に志し、寛政十一年より山陵探求の爲め、西遊の途に上る。こゝ前後二回、普く諸陵を懇訪して、苦心十年、山志を著す。

## △享保の制札

享保の制札 茲に於て、修陵は一海千里の勢を以て、同年の九月に著せられ、吉保は知儀に帝陵の御在所を考證せしむるに至つた。知儀は直に此の越を病床にある兄知谷に報じた。知谷病床にありて手を合せ、聖君在、賢佐有、時なるか、知谷死すとも骨朽ちざらん」と涙を流したと云ふことである。斯くして、修陵の事業は著々進行し、僅かに一年八月を費して、元祿十二年四月完成を告げたのであつた。知谷は修陵著手の前月遂に此の世を去つた。然るに、元祿の修陵は、唯竹垣を廻らし門を設けたに過ぎず、其の後、享保の制札あり、體成稍具備したるが如きも、實は其の周垣は、幾もなくして朽ち、制札亦倒るゝに至つたのである。

## △神武田説否定

神武田説否定 彼れ曰く、「大祖を神武と爲す神武陵は、畝傍山の東北の隅にあり、白檜尾の上と曰ふ。尾の上は山崎尾の如き者の上、今畝傍山東北隅に在り、呼んで御陵山といふ所、墳然として隆起す此れ也」と。前王廟記に「神武田説を採りたるに、其は彼は古事記に白檜尾上とあるを根拠として始めて九山説を採り、神武田説を否定したのである。元祿に周垣を加へた字塚山の神武陵は、元より彼の眼中になかつたのである。彼が神武田説を否定した理由は、是れ平地にして山崎を距る東北三丁許り、尾上の名に合せずと云ふにあつた。

## △丸山説主張者

丸山説主張者 併し古事記を引き、平地説を否定したのは、已に本居宣長の「菅原日記」に見えて、丸山を推す山崎説は、竹口英傑を嚆矢とする。彼の「陵墓志」は未成稿にして、廣く世に知られず。君平の説を以て祖としてをる君平の所謂御陵山とは、畝傍山の東北隅村の上にある俗に丸山を指すのであつた。此説を主張するもの、宣長翁の「玉勝間」水島永政の「山崎考」北浦定政の「打邊爐」中盛彬の「神武帝陵考」源正宣の「玉たすき」等であつて、其主張は大同小異である。古事記に「神倭伊波禮毗古天皇御陵在、畝火山之北方、白檜尾上也」と云ふのが、彼等の根拠である。

## △神武と神功

神武と神功 丸山の地は一、名カシといひ、其隅に神功皇后を齎へる小祠あり、毎歲九月十二日を祭祀の日とす。是即ち神武帝を此處に葬りし日に相當す。蓋し神功は神武の誤りなるべく、又洞村は磯村なれば、古の守戸の苗裔なるべしと云ふのであつた。斯くして此の説は、遂に採用せられなかつたのである。

## △烈公の請願書

烈公の請願書 君平の「山志」は社會を驚醒し、歴史の心腑を震からしめた。彼は文化十一年、江戸の儒に卒す。彼死して後、廿年水戸烈公皇祖廟を修せんとして、天保五年請願書を、時の老中に致す。蓋し烈公の遺志を興へる也。請願書に曰く、「年代の久しき故、中々から大祖の山陵多年荒廢、致し、僅に申儀候地も少く、小高相居り候迄の由承り及申儀……神武天皇元年より天保五年迄は、二千四百九十四年來る子の年には、二百五十年に相成候。處當年は西九條御厄かたがた故當年より取懸り子の年には御祭にても遊ばされ、此上皇統の無窮武運之長久御祈願も在らせられ候はば、實に芽出度御事に可有之と存候。心願の應有のまゝ相認め申進め候云々」然も、烈公は遂に之れを容れなかつたのである。此につき、藤田東湖は

## △義公の遺志

義公の遺志 鬼に角百六十年間に涉り、論議せられた幾多山陵研究家の希望は、茲に達することを得た。時に説を異にしたるものありといへども、歸する所何れも宗廟の御治定祭の復興を希望したに外ならぬ。殊に、衛生君平は其著「山志」の序に「故曰、山陵、猶宗廟也。苟無有之、則臣子何仰焉。此れが彼の生命であつた。而して君平といひ、戸田大和守といひ、何れも關東の産にして、水戸に深き關係を有し、義公の遺志を繼承したるものといつて居る。義公嘗て山崎の志あり、臣臣義公に命じて宗廟の復興の建策を草せしむ。然れども、公時に幕府の嫌疑を受け、家居し、遺志に發せしめて止んだ。けれども、文久の修陵は、即ち義公の遺志を遂行したるものといつても可い。

## △山崎使發遣

山崎使發遣 神武天皇陵の修築は、文久三年三月に始まり、その十一月に竣工したのであつた。工費實に一萬五千圓、御修築に先づ同年二月十八日宮中に於て、神武山陵使發遣の御禮の儀あり、次いで二十一日

# 日光廟さへ御立派に候へば山陵は如何様にても嘆き候者も少き姿に御座候云々」と憤慨したといふことである。

## △聖謨の御陵考

聖謨の御陵考 此と相前後して、山崎の研究に専心したものは、奈良奉行川路左衛門尉聖謨である。「神武御陵考」は、嘉永二年四月に於ける彼の著書であつて、神武田説を最も詳細に世に紹介したのである。曰く、「當時の神武陵より西南二丁にして山本村の田の中に凡そ二尺許りなる丘あり、それを神武の御陵と里人は稱へて、其の邊をミサンザイと云ひ打ち掃りたる田を神武田といふ同じ様なる高き丘二あり、此れを神武御陵也と云ふ……山本村二つの丘の内、西へ寄りたるは十年許にもやなり、南へ櫻一本あり、つるを穢多村より來りて伐取りて、忽ち死したり。依りて里人等恐れ畏みて、跡へ今の櫻木を植ゑたりと云へり。里人の物語りに、神武田聖謨きたるものは、程もなく子孫まで死失せて今は跡なかりなき」と又開き發りて云ふ、聖謨

## △文久の修陵

文久の修陵 抑も文久の修陵とは、同二年八月八日、下野宇都宮藩主戸田越前守(戸田大和守の息)の請願により、同月十四日幕府の允許を得

## △神武田丸山

神武田丸山 而して聖謨は、嘉永二年三月、前日の日記に於て、陵の大なるは、方十町もあるなれば、台二ヶ所並に築地共に、塚山の神武御陵の内なるべしと斷じ、更に別説を立てたのであつた。斯くして、神武御陵は、嘉永十年一たび四條村なる字塚山に決したるも、是れ正陵にあらず。こは已に世論の一致する所であつた。而して今や問題は、神武田説、丸山説の二つである。戸田大和守に依りて行はれたる文久の大修理は、此の問題を解決したのであつた。

## △五味均平謹誌

五味均平謹誌 神武山陵 (五完)



山陵使長官徳大寺中納言實則卿、次  
海軍少將小幡誠人、樺右中將博房等  
祇傍へ下向同廿四日御陵前に於て山  
陵御修飾の御祈文を奏せられ茲に  
一千年以來絶つたる祭  
祀は復興せられたのである實に  
空前の盛事と申すべきである此日孝  
明天皇に於てせられては畏くも東庭  
に御祈り進拜あらせられたる事  
△空前の盛典 此より以後天  
皇御祭の日即ち毎年三月十一日を以  
て神武天皇御祭日と定め給ひ明治三  
年には先帝陛下神祇官に行幸あら  
せられ御祭の典を擧げ同四年には  
皇國の遷拜式を定められ同六年改曆  
の初めに於て毎歲四月七日を以て御祭  
典を擧げられしも後改めて四月三日  
と定められ給ふ而して本年行はせ給  
ふ御式年祭は 明治天皇御治定の祭  
祀に依り百年に一度行はせ給ふ大  
祭であつて吾々現在國民に於ては二  
度と拜するの出来ぬ御盛典である

### 神武山陵 (一)

本年は恰も神武天皇崩御後二千五百  
年の御式年に相當するので 聖上陛  
下に於てせられては御慶を奉じて  
傍山東北陵に行幸あらせられ皇祭  
祀の規定に依り來る四月三日御祭  
典を行はせられ給ふことに御治定相  
成つた申す迄もなく御式年祭は百年  
に一度行はせ給ふ重大祭であつ  
て因て以て大孝を萬世に示し報の  
道を知らしめ教を不朽に垂れて道遠  
の誠を致すの御主旨と拜察し奉る

△神武陵論争 それに就て思  
ひますのは元祿九年松平見林の「前  
王廟記」に端を發して文久三年に  
御治定あらせらるる迄百六十五年間  
に涉り論争された神武天皇御陵傍山  
東北陵の問題である論争者は何れ  
も慷慨家勤士家で且つ學  
者である次に彼等の議論は皇祖  
崇の毛織に出で一日も早く皇祖  
御治定を仰ぎ其の祭祀を嚴かにし皇  
祖の威靈を億兆に光被せしめんと  
誠意に外ならぬのであつて其の功

は實に没すべからざるものである因  
て此の盛典に當り彼等の功績を記念  
し其の主張の二三を世に紹介するは  
最も適當のことと信ずる

### △皇陵の荒廢

後冷泉天皇の  
崩御二年遠人河内の推古陵を發見又  
同六年南都興福寺の僧徒等盾列の成  
務を發見したること「扶桑略記」に見  
ゆれば歴史に現れたる皇  
陵荒廢の嚆矢と云はれてをる  
果して然らば延喜を距ること爰に一  
百五十年皇綱漸く紐を解き諸陵司廢  
を廢すと云うて差支あるまい康代は  
藤原氏全盛の時代にして夫より保元  
平治の亂を経て徳川氏に歸し更に  
戰國時代を経て徳川氏に追ひ元祿九  
年に至る迄六百四十年復た皇陵の荒  
廢を顧みる者なく朝廷に於てせられ  
ては宮闈の御修理は勿論日々の御不  
自由は誠に痛しき御有儀であつた  
然るに徳川氏御府を開いてより并平  
百年文學の復興は即ち國史の研究を  
促し國史の研究は即ち皇祖の御治  
に於て皇祖の荒廢を痛恨し社會を  
其第一の要務は實に松平見林の「前  
王廟記」である

### △嗚呼神武田

彼は大阪の人  
講談師松澤 仕へ京都に居り日夕皇  
陵の荒廢を慨き遂に「前王廟記」を  
著す皇祖神武天皇の條に曰く「東北  
の陵は百年ばかり以來壞れて藪田と  
なり民其の田を呼んで神武田と字す  
墓汚の所爲痛哭すべし數畝を餘  
して一封と爲す農夫之に  
登る恬として怪を爲さず  
之を觀るに及んで寒心す夫れ神武天  
皇は神代草昧の蹤を續ぎ東征して中  
洲を平定し四門を開いて八方を朝せ  
しむ王道の興り治政の美此に創まる  
我國君臣億兆の當に尊信を致すべし  
の廟也嗚呼此に至る嘆良いかん」

### △知慎と知名

然らば元祿の  
修陵は抑も何人の手に行はれたもの  
であるか言ふまでもなく英邁の聞え  
ある時の老中柳川吉保の果斷である  
吉保が時の將軍綱吉に請うて空前の  
快舉皇陵修治を決行したのも元より  
股肱の臣柳川知慎の進言を用ひたの  
であつた世赤穂義士元祿壯  
學を知つて修陵の快舉を  
知らざるは誠に遺憾であ  
る知慎の兄を知名と云ひ主家松平  
氏に從ひ大和郡山に在り日夕皇陵の  
荒廢を目撃し痛く憂憤する所あり主  
に從ひ下總古河に移りて後元祿十年  
春弟知慎に書を寄せ修陵の急務を  
説き「今の聖代に方りて修陵の急務を  
廢す廢れたるを興し給ふ汝が仕ふ主

### 神武山陵 (二)

△元祿の修陵 之れと殆ど同  
時に神武陵を世に紹介したるは具原  
時「大和めぐりの記」である曰く  
「神武の陵はうねび山の根にあり今  
はあづかに覆れり田の中にあり神武  
田と云ふ大久保村四條村の邊なり  
と是れ何れも今の畝傍山東北陵を指  
したのである然るに聖元祿十年より

三ヶ年に涉りて行はれた所謂元祿の  
修陵は四條村なる宇塚山を以て神武  
天皇御陵なりと認め之に周垣を施  
た今の後晴天皇御陵が即  
ち是れである此れ元祿十年九  
月十六日四條村小泉室の村役人より  
奈良奉行に差出したる書面に「御  
宇塚山神武天皇御廟の山村人申傳  
云々」とありたるに據つたもので  
良奉行の注進により京都所司代に於  
て取極めたものである



一萬五千圓御陵修築に先づ同年二月十八日宮中に於て神武帝山陵使發遣の旨定め御あり次いで二十二日山陵使長官徳大寺中納言實明卿、次萬里小路藏人、權右中將博房卿等御傍へ下向同廿四日御陵前に於て山陵御修補の御書文を奏せられ茲に一千年来絶わたる祭祀は復興せられたのである實に空前の盛事と申すべきである此日孝明天皇に於かせられては異くも東庭に御御進拜あらせられたと承承す

△空前の盛典 此より以後天皇崩御の日即ち毎年三月十一日を以て神武天皇御祭日と定め給ひ明治三年には先帝陛下神祇官に行幸あらせられ御親祭の典を挙げ同四年には皇國の進拜式を定められ同六年改暦の初めには毎歲四月七日を以て御祭典を挙げられしも後改めて四月三日と定められ給ふ而して本年行はせ給ふ御式年祭は明治天皇御治定の祭祀令に依り百年に一度行はせ給ふ大であつて吾々現在國民に於ては二度と拜するとの出來ぬ御盛典である

日本書紀校訂材料取調成績表

校合	書名	數	校合冊(卷帖)數	校合初再三別	擔當者
田中本	尙卷	(卷十)	初	再	田邊勝哉
延喜本	尙冊	(神代下二冊)	初	再	田邊勝哉
前田侯爵本	四卷	尙卷(卷十、卷十七) 尙卷(卷十四、卷二十) 尙卷(卷二十)	初初	再	田邊勝哉
鴨脚本	尙冊	(神代下二冊)	初		田邊勝哉
丹鶴叢書本	貳冊	(神代下二冊)	初	再	田邊勝哉
東山御文庫本	貳冊	(神代下二冊)	初		田邊勝哉
吉田子爵本 <small>兼夏朝臣筆</small>	貳卷	(神代上下二卷)	初		田邊勝哉

御巫本	壹冊	(卷三)	初	再	邨岡良弼
蘭田本	貳冊	(神代上下冊)	初	再	邨岡良弼
桃木本(第六)	壹冊	(神代下)	初		井上頼因
東山御文庫本	貳冊	(神代上下冊)	初		田邊勝哉
楓文庫本	參冊	(自卷一至卷三)	初	再	佐伯有義
吉田子爵本	貳八冊	(自卷三至卷三)	初	再	邨岡良弼
帝國學書館本	一五冊		初		井上頼因
彰考館本	八冊		初		井上頼因
谷森善臣藏本	四冊	(自卷七至卷十)	初		佐伯有義
北野神社本	參冊	(神代上下卷三)	初		田邊勝哉

藤波本	壹冊	(卷十四)	初		邨岡良弼
彰考館本	四帖	(神代上下四帖)	初	再	田邊勝哉
宮内省本	七帖	(卷一、卷十、自卷十一至卷十七、自卷廿一至卷廿四)	初	再	邨岡良弼
北野神社本	貳八冊	(自卷一至卷三)	初	再	田邊勝哉
熱田神宮本	一六卷	(自卷一、自卷十一、自卷十五、自卷十六)	初	再	井上頼因
應永本	一〇冊	(自卷三、自卷八、自卷十、自卷十六、自卷十八、自卷十九)	初		邨岡良弼
三島神社本	參卷	(神代上下卷三)	初	再	邨岡良弼
玉屋本	參冊	壹冊(自卷一至卷三) 貳冊(自卷四至卷十)	初	初	佐伯有義
桃木本(第二)	壹冊	(神代上)	初	再	邨岡良弼
桃木本(第三)	壹冊	(神代下)	初	再	田邊勝哉

豊坂學問所本	志冊	(神代上下二卷)	初	再	邨岡良弼
慶長活字本	参〇冊	(自卷一至卷三)	初	再	邨岡良弼
桃木本(第五)	志冊	(神代下二卷)	初		井上頼匡
慶長勅版本	志冊	(神代上下二卷)	初	再	邨岡良弼
徳川侯爵本 <small>吉田兼見筆</small>	貳冊	(神代上下二冊)	初		田邊勝哉
圖書寮本 <small>義公考訂本</small>	二二冊	(自卷一至卷三)	初		田邊勝哉
吉田子爵本 <small>筆方朝臣筆</small>	貳卷	(神代上下二卷)	初		田邊勝哉
吉田子爵本 景紀抄	参冊	(神代上下二卷)	初		田邊勝哉
藤波本私記	参卷	(神代上下卷十) <small>及</small>	初		佐伯有義

一 日本書紀攷異

六冊

邨岡良弼



謄寫并影寫本校合

書名	數	校合冊數	擔當者
日本書紀 寬文版本	貳冊	(神代上下二冊)	佐伯有義
同	貳八冊	(自卷三至卷三十)	田邊勝哉
日本書紀 北野神社藏本	貳冊	(卷廿二、廿三)	同
同	四冊	(自卷廿四至卷廿七)	邨岡良臣
日本書紀 高橋才次郎藏本	壹冊	(卷三)	同
日本紀算略 徳川侯爵藏本	六冊	(自卷一至卷六)	同
日本紀攷文 芳野世經藏本	壹冊		同

日本紀攷文

芳野世經藏本

壹冊

森勝太郎

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

三  
密  
內  
禮





